

先着順売払物件買受資格について

先着順売払物件買受資格

(1) 個人及び法人とします。

(2) 次の事項に該当する者は、買受者となることができません。

① 市有地売払に関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

- ・入札を取消されたことがある者
- ・落札者として資格を取消されたことがある者
- ・先着順売払の申込みを取消されたことがある者
- ・正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

② 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団のほか次に掲げる者

ア 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

注 「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

注 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

(イ) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

エ 前記アからウの者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

④ その他北九州市契約規則第2条に該当し参加することができない者